

# 横断歩道上での死亡事故の判決実態

男性が昼前、青信号で交差点を右折するに際し、右折先の横断歩道を青信号で横断中の高齢歩行者と衝突、死亡させた。

判決禁錮3年 3年間執行猶予  
名古屋地方裁判所判決

女性が夜間、青信号で交差点を右折するに際し、右折先の横断歩道を青信号で横断中の高齢歩行者と衝突、死亡させた。

判決禁錮2年6月 4年間執行猶予  
名古屋地方裁判所判決



被害者の無念、遺族の悲しみは計り知れないほど大きなものです。また、会社員、主婦として普通に生活していた加害者自身の生活は、重い判決・賠償等により、一変してしまいます。

男性が夕方、片側1車線道路を走行中、前方の信号機のない横断歩道を横断中の高齢歩行者と衝突、死亡させた。

判決禁錮3年 5年間執行猶予  
名古屋地方裁判所判決

男性が午後、片側1車線道路をスマートフォンを操作しながら走行中、前方の信号機のない横断歩道を横断中の小学生と衝突、死亡させた。

判決禁錮3年  
名古屋地方裁判所判決



横断歩道上で、歩行者と衝突し、死亡させた事故には重い判決が出ています。

ちょっとした不注意が重大な交通事故につながります。  
横断歩道は歩行者優先です。自動車優先ではありません。  
歩行者の有無をよく確かめてから通過するようにしましょう。

